

令和元年度
中小企業生産性向上促進事業費補助金
(IoT導入トライアル事業)

募集要領 (ver. 2)

<募集期間>

I o T 導入トライアル事業

平成31年4月10日(水) ~ 令和2年2月28日(金)

※延長しました。

<お問い合わせ先>

山梨県 産業労働部 新事業・経営革新支援課
新市場獲得・経営革新担当

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL : 055-223-1544 FAX : 055-223-1569

E-mail : shinjigyo@pref.yamanashi.lg.jp

1 補助金の目的

県内中小企業者の人手不足に対応するため、I o Tの導入に要する経費を補助することにより、生産性向上の取り組みを支援することを目的とする。

※「I o T」とは、複数の機械等がネットワーク環境に接続され、そこから収集される各種情報・データを活用して、①監視（モニタリング）、②保守（メンテナンス）、③制御（コントロール）、④データ分析（アナライズ）等を行うことを指し、単に従来から行われている単独機械の自動化や工程内の生産管理ソフトのみの導入は除く。

2 補助対象事業等

(1) 補助対象者

県内に本社又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）とする。

(2) 補助対象事業

I o T導入トライアル事業

簡易なI o Tの導入により課題の「見える化」を図り、自社の経営課題の抽出、解決に資する取り組みであって、山梨県内で実施される事業

(3) 補助区分等

補助区分	補助率	補助限度額
I o T導入トライアル事業	1 / 2 以内	250千円 (下限額は50千円)

※ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じるときはその額を切り捨てる。

(4) 補助対象経費

経費区分	内 容
機械装置・器具等購入費	機械装置（専ら補助事業のために使用される機械・装置・部品（各種センサー・カメラ等のデバイス、Wi-Fi、LPWA、RFID等のデータ送受信装置等）、工具・器具（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び関連ソフトウェア）等の購入、製作、設置、設定、改良及び修繕に要する経費
委託費	導入に係るコンサルタントに要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

※以下の経費は補助対象外。

- ・補助金の交付決定日前に発注、購入、契約等を行ったものに係る経費
- ・補助事業の実施期間内（令和2年3月13日まで）に設置等を完了しなかったものに係る経費
- ・電話代、インターネット利用料、Wi-Fi利用料、クラウド利用料等の通信費
- ・汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機など）

の購入費

- ・金融機関への振込手数料
- ・消費税及び地方消費税

(5) 予算額

7,000千円 ※予算の範囲内で補助金を交付する。

I o T導入トライアル事業：16件程度を想定
※製造業10～15件程度、その他（農業、観光など）5～10件程度
を目安とする
※この他に、I o T導入モデル事業として、3件程度を想定

(6) 補助対象となる期間

交付決定日から令和2年3月13日（金）までの期間内に発注、購入、契約等を行い、設置等を完了したものに係る経費を対象とする。

3 応募方法

中小企業生産性向上促進事業費補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記載するとともに必要書類を添付し、山梨県産業労働部新事業・経営革新支援課あて郵送（※募集期間内必着）又は持参する。

<募集期間>

平成31年4月10日（水）～令和2年2月28日（金）

※延長しました。

※申請額の合計額が予算額を超過した場合には、募集期間内であってもその時点で募集を締め切る場合がある。

<受付時間> 午前8時30分から午後5時15分まで（土日を除く。）

※応募上の注意事項

- ア 提出された申請書等一式は返却しない。また、申請書等の電子データでの提供を求める場合がある。
- イ 申請に係る連絡先等の個人情報適切に管理し、本業務以外の目的には使用しない（県の産業振興策に係る情報提供は除く）。
- ウ 申請に要する費用は、応募者が負担する。

4 審査

申請書により内容を審査し、採択事業者を決定する。

5 交付決定

補助金の交付決定時期については、申請日から1ヶ月以内を目安に決定する。なお、交付決定日以降に発生した経費が補助対象となる。

6 補助金の支払い

補助金の支払いについては、原則精算払いとする。中小企業生産性向上促進事業費補

助金交付要綱に定める補助金実績申請書（様式第5号）を受領後に補助金の額を確定し、令和2年5月中旬頃までに補助金を支払う。

7 スケジュール（予定）

I o T導入トライアル事業

4月10日 募集 → 随時交付決定

～2月28日

交付決定日～3月13日 事業実施期間（3月13日までに機器等設置完了）

3月31日まで 支払完了

4月10日まで 実績報告書提出

（または補助事業が完了した日から1ヶ月を経過した日まで）

5月中旬頃まで 補助金支払い（原則精算払）

8 成果の共有等への協力

本事業による成果を他の県内中小企業と共有し普及させるため、補助事業終了後においても、取得したデータの提供や成果の公表等について県に協力すること。

9 その他

- ・補助事業により取得し又は効用が増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図ること。
- ・事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業修了年度の翌年度から起算して5年間、整理保管しておくこと。